

令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする

地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

令和7年12月9日
青森県信用組合

今回の令和7年12月8日の青森県東方沖を震源とする地震による被害により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申し上げます。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、預金者ご本人のお申し出であることを確認させていただいた上で、お支払いについては柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宣ご相談ください。
2. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。
3. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
4. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
6. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
7. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

以上